落札,者決定基準

工 事 名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型(WTO)】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 鋼橋

分	類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
		総合的なコストの縮減に関 する項目	・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等			
技	技	工事目的物の性能・機 能の向上に関する項目	・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上 等		(評価内容および配点は案 件毎に決定)	
術提案書	術提案に	社会的要請の対応に関する項目	 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) 交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 			小計6~48 点満点
(注 1)	目	配置予定技術者の技術提 案に対する理解度	- 省資源対策又はリサイクル対策 主任技術者・監理技術者(JVの場合は 構成員全員)の技術提案の記載内容	a. 内容を理解している b. 一部でも理解していない技術者がいる (注2)	0 Max	· 小計 0点
			に対する理解度	B. 一部でも理解していない技術者がいる (注3)	-10. 欠格	満点
		•	6~48点満点			

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない、未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
- (注2) 滅点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その 場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3)「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。 但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由 書の提出がある場合はこの限りではない。 なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は一3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり-1点とし、減点する。

工事名:0000工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型①】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 鎦橋

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点	
	総	合的なコストの縮減に関	維持管理費・更新費				
	す	る項目 (注10)	・その他、補償費等		_		
			・初期性能の持続性の向上				
抗	能量(注	事目的物の性能・機 の向上に関する項目 主10)	・強度、耐久性、安定性の向上				
3 :	N .		・供用性の向上 等		(評価内容および配点 は案件毎に決定)	小計6~36 点満点	
何 る 可 目	頁 目 社:	会的要請の対応に関 る項目	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な ど)				
技	(注	±10)	・特別な安全対策				
術			・省資源対策又はリサイクル対策				
提案		工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した、奈良県県土マネジメント部発注	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5		
書	菊	企 に採点し、出資比率 業 による加重平均とす	の「設計金額が2千万円以上の鋼橋の工事」の工事成績評定点の平均値(過去5	b. 60点以上 65点未满	(工事成績評算	E点の平均値 -65)×0.4	
(注 1) 1	b 拼	の 施 エ	年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	c. 60点未满	-3		
当	美 美	実 表彰	過去4年間における奈良県県土マネジメ ント部発注の鋼橋の工事に対する表彰	a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点 の合計点	
0	6			b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	Max 1.5	.1. 81
加加		ి (ప		c. 上記a、bに該当しない	C)	小計 6点 満点
月	配責(こ	置予定技術者の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した以下の同種工事についての主任 技術者・監理技術者・現場代理人として の施工経験	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、 又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	!	
1 9	りょう	に配置する技術者のこと する。JVは代表者のみ		b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
	(玛	点する)又は専任補助者 見場代理人)の実績 主7)(注12)	<u>同種工事: 〇〇〇工</u>	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
			(注2)(注8)(注11)	d. 上記a、b、cに該当しない	C)	
	加 算 点 合 計 (注9)						ά.

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している。本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている。これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある。配置予定技術者の氏名が記載されていない。配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)ので電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)ので電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。

 (さつ) 工事は特別をは、2016年に対して、2016年に対します。これでは、2016年に対して、2016年に対しないでは、2016年に対して、2016年に対し、2016年に対して、2016年に対して、2016年に対して、2016年に対し、2016年に対して、2016年に対し、2016年に対して、2016年に対しで、201
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日~令和7年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日~令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対しま祭として加減するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) 鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

(注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・整理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある事任補助者、復場代理人とを配置った場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で減45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は減45歳以下の配置予定技術者を配置した事任補助者、現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者、専任補助制度を活用しない場合)又
ま事任補助者、現場代理人)を企中文代する場合は、同等以上の評価がなされる考を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定 技術者を途中文代する場合は、本工事の公告日時点で減45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、減46歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定 務するものとする。

- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者 以外の構成員の配置予定技術者、専任補助者を除る。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者、専任補助者除る。)については、評価の対象としない。

工事名:0000工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業·技術者評価型①】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 鋼橋

分	醭	i	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	Ē	点									
			工事成績評定点(JV	(貝つた工事を含む)として元成・引渡か元	a. 65点以上	(工事成績評定 -65)×	2点の平均値 0.1 Max2.5									
		業	採点し、出資比率に よる加重平均とす	了した、奈良県県土マネジメント部発注 の「設計金額が2千万円以上の鋼橋の工事」の工事成績評定点の平均値(過去5	b. 60点以上 65点未满	(工事成績評算	E点の平均値 65)×0.4									
	企	企業の施工実績注句 置い、配るはにす点現	る)	年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	c. 60点未满	-3										
技	業績	実 績 表彰		a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点 の合計点										
術提	0	・ 本	6)		/は全権成会社別 過去4年間における奈良県県土マネジメ 水自、出資比率 ント部発注の鋼橋の工事に対する表彰 よる加重平均とす (注2)(注5)	0.2点/1表彰	Max 1.5									
案	施工			c. 上記a、bに該当しない	c. 上記a、bに該当しない	0		小計 6点 満点								
書	実	和學:		過去15年間の元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した以下の同種工事についての主任	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、 又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	2									
(注 1)	績	は、工場ではなく工事現場 に配置する技術者のことと する。JVは代表者のみ採	こでい は、エ に配置 する。、	こでいう配置 は、工場で に配置する する。JVは	こでい	う配置予定技術者	う配置予定技術者	いう配置予定技術者	う配置予定技術者 場ではなく工事現場	う配置予定技術者 場ではなく工事現場	う配置予定技術者 場ではなく工事現場	技術者・監理技術者・現場代理人として の施工経験	又は宗艮県が羌注し、元成・引波が元子した同種土争の美標がある			
					fる。JVは代表者のみ採	/は代表者のみ採 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1								
		(現場	代理人)の実績	<u>同種工事:〇〇〇工</u>	 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある 	1										
	(注2)(注8)(注10)		(注2)(注8)(注10)	d. 上記a、b、cに該当しない	C	ı										
				·	加 算 点 合 計 (注9)	6	点満点									

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なして可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者を員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、いとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者は外の構成員の配置予定技術者の集合は制造者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者は外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)でついては、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日~令和7年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日~令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を 受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日~本工事の公告日までとする。 (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) 御橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工程、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者、整理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間に工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補間者、現場代理人と配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績文は滿45歳以下の配置予定技術者を配置した事任権助者(現代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又 は専任権助者(現場代理人)を企画で文代する場合は、同等以上の評価がなされる考を配置したりれば、竣工時の工事成裁請予定点において10点滅点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定 技術者を途中文代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務 するものとする。
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は整理技術者になりうる 国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は整理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業·技術者評価型②】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 鋼橋

分	醭	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準		点 5	
		工事	成績評定点(JV	過去5年間に元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 が完了した、奈良県県土マネジメント部 発注の「設計金額が2千万円以上の銅 橋の工事」の工事成績評定点の平均値 (過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上		(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5	
		企 採点	点し、出資比率に る加重平均とす		b. 60点以上 65点未满	(工事成績評)	E点の平均値 ー65)×0.4	
		の (る) 施 エ			c. 60点未满	-	3	
		実結	(JVは全構成会		a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点 の合計点	
		6) 社別	に採点し、出資 による加重平均		b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	Max 1	
			<i>V</i>		c. 上記a、bに該当しない	(1	
				0) 11	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつ ISO14000シリーズ認証を取得している	1		
	企業の施工実績等			Oシリーズ認証取得(JVは全構成会社 5加重平均とする)	b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又は ISO14000シリーズ認証を取得している	0.	5	
技術					c. 上記a、bに該当しない	0]
提案書	エ	こでいう配け	技術者の実績(こ	過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 が完了した以下の同種工事についての 主任技術者・監理技術者・現場代理人 としての施工経験	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2		小計 10点 満点
(注 1)	~	に配置する する。JVは	技術者のことと 代表者のみ採	者のことと 者のみ採	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
	等	点する)又は専任補助者 (現場代理人)の実績 (注7)(注11)	同種工事:〇〇〇工	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方 公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1			
				(注2)(注8)(注10)	d. 上記a、b、cに該当しない	(1	
		会社別に採		本店等の所在地	a. 工事の公告日時点において「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する 業種の建設業許可を受けている本店」、 又は工事の公告日時点において「奈良県内に本工事の銅橋桁を製作する工場」がある	2.5		
		率による加 (注6)	重平均とする)	(注12)	b. 工事の公告日時点において「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する 業種の建設業許可を受けている、支店又は営業所」がある	1		
					c. 上記a、bl-該当しない	(
		社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資 比率による加重平均とする) (注6)		災害協定の締結	 a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる 	1		
				<u> </u>	b. 上記aに該当しない	0		
					加 算 点 合 計(注9)	10	点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の生るが入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者に加えて、代表者のお置予定技術者(事任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)について
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日~令和7年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日~令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合では、その企業に対し、素彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) 銅橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から適って工期全体の1/2以上とする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から適って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者、現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合) 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して後、配置 予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注12) 「奈良県内に本工事の銅橋桁を製作する工場」とは、銅橋桁を製作する自社工場をいう。なお、「奈良県内に本工事の銅橋桁を製作する工場」で加点され落札した後、自社工場で銅橋桁を製作できなかった場合 は、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【技術提案評価型②】

【発注部局】 県土マネジメント部 【工種(区分)】 鋼橋

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
	総合	的なコストの縮減に関	・維持管理費・更新費				
		頁目(注10)	・その他、補償費 等				
		・初期性能の持続性の向上 事目的物の性能・機 の向上に関する項目(注・強度、耐久性、安定性の向上)			1		
技術	能の						
提案に	,		・供用性の向上 等		··· (評価内容は は案件毎	(評価内容および配点 は案件毎に決定)	
係る項			・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)			点満点	
目		・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧な と) ・特別な安全対策					
	(注1						
			・省資源対策又はリサイクル対策				
		工事成績評定点(JV	過去5年間に元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡	a. 65点以上	(工事成績評定 -65)×	E点の平均値 0.1 Max2.5	
	企業	採点し、出資比率に	社別に が完了した、奈良県県土マネジメント部 『比率に 発注の「設計金額が2千万円以上の鋼 b. 60点以上 65点未満	b. 60点以上 65点未满	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.4		
	の施	る)		c. 60点未満	-3		
技	工実績		過去4年間における奈良県県土マネジ メント部発注の鋼橋の工事に対する表 彰	a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点	
術提	(注			b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	の合計点 Max 1	
案			(注2)(注5)	c. 上記a、bに該当しない	0	0	
注		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JV)は全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000 シリーズ認証を取得している	1		
1) 企	(JVI			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.	5	
業の				c. 上記a、bに該当しない	0		
施工	配置	予定技術者の実績(こ 主任技術者・監理技術者・現場代理人)		a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、 完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	!	小計10点源 点
実結	に配	は、工場ではなく工事現場に配置する技術者のことと は、JVは代表者のみ採ります。		b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、 又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	-65)×0.1 Max2.5 工事成績評定点の平均値 -65)×0.4 -3 0.4点/1表彰	
等	(現場		同種工事:〇〇〇工	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方 公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		-
			(注2)(注8)(注11)	d. 上記a、b、cに該当しない	0		
	地域	精通度(JVは全構成	種度(JVは全構成 - 採点し、出資比 本店等の所在地	a. 工事の公告日時点において「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する 業種の建設業許可を受けている本店」。 又は工事の公告日時点において「奈良県内に本工事の銅橋桁を製作する工場」がある	2.	5	
	率に(注6)	よる加重平均とする)		b. 工事の公告日時点において「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する 業種の建設業許可を受けている、支店又は営業所」がある	1		
				c. 上記a、bに該当しない	0		
	成会	:・地域貢献(JVは全構 社別に採点し、出資 による加重平均とす 災害協定の締結		a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが 確認できる	1		
	元本 る) (注6)		まてわる。 b. 上記aに該当しない	b. 上記aに該当しない	0		
				加 算 点 合 計 (注9)	1	6~34点満	<u></u>

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない、未記載を含む、提案を求めている事項が1つでも欠落している。本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている。これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある。配置予定技術者の氏名が記載されていない。配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムで提出する配置予定技術者と異なる。入札時に電子入札・システムに提出されない。これの場合は失格とする。ただし、いとしてこの工事の入札に参加する常にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札・システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札・システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日~令和7年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日~令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し、表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) 鋼橋の工事には、土木工事・舗装工事・PC標上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備)・水道設備)・さく井工事を含まない。
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・整理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての定置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。「同種工事」の実績のある専任補助者、現場代理人と配置する場合は、配置予定技術者をが本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の実績又は満46歳以下の配置支持者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を企中文代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を必要で代する場合は、、専任補助制度を活用して落札した後、配置 予定技術者を必要で代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を必要で代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助制度を活用して落札した後、配置 予定技術者を必要で代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を激力を引きない場合は、東任補助者(現場代理人)が配置技術者を激力をものとする。
- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は整理技術者になりうる 国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は整理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあっては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表 者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」とは、鋼橋桁を製作する自社工場をいう。なお、「奈良県内に本工事の鋼橋桁を製作する工場」で加点され落札した後、自社工場で鋼橋桁を製作できなかった場合 は、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。